

納税義務者の」を「第三十六条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）に第三百一十七条の二第一項第六号に掲げる事項の記載があるときは、当該」に「第八十四条」を「第九十条」に改める。

第三十四条の五第一項中「規定による申告書があつた場合」を「規定の適用がある場合」に「第八十四条」を「第九十条」に改める。

第三十四条の七を次のように改める。

（外国税額控除）

第三十四条の七、所得割の納税義務者が外国の所得税等を課せられた場合においては、法第三百四十四条の七及び令第四十八条の九の二に規定するところにより控除すべき額を、第三十四条の三から第三十四条の五までの規定を適用した場合の所得割額から控除する。

第三十六条の三第一項中「前条第一項」の下に「又は第三項から第五項まで」を加え、同条第二項中「記載された事項」の下に「（施行規則第二条の三第一項各号に掲げる事項を除く。）」を加え、「に掲げる」を「又は第三項に規定する。」に改め「相当するもの」の下に「及び次項の規定により附記された事項」を「前条第一項」の下に「又は第三項から第五項まで」を加え、同条に次の二項を加える。

3、第一項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に施行規則第二条の三第二項各号に掲げる事項を附記しなければならない。

附則中 第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同項の次に次の二項を加える。
（個人の村民税の配当控除）

6、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、法附則第十項に規定する配当所得（利息の配当を除く。）があるときは当分の間、同項各号に掲げる金額の合計額をその者第三十四条から第三十一条の五までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附 則

（施行期日）

1、この条例は、昭和四十三年一月一日から施行する。
（適用区分）

2、改正後の村税条例の規定は、昭和四十三年度の個人の村民税については、なお従前の例による。

○度会村条例第三十一号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例

右公布する。

昭和四十二年十二月二十六日

三重県度会村長 浜岡 和一

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例

六十九条及び第七十条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、癡疾又は死亡という。以下同じ。）に対する、補償（以下「補償」という。）に関する制度を定めることを目的とする。

（職員）
第二条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査委員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）第一条に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げる者以外の者をいう。

（認定委員会）
第四条、度会村に認定委員会を置く。

2、認定委員会は、委員五人をもつて組織（以下「認定委員会」という。）の運営を認定し、公務上のものであると認定したときは、すみやかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3、実施機関は、前項の規定による災害が

公務上のものであるかどうかの認定をし

ようとするときは、公務災害補償認定委員会（以下「認定委員会」という。）の

意見をきかなければならない。

（認定委員会）
第四条、度会村に認定委員会を置く。

2、認定委員会は、委員五人をもつて組織（以下「認定委員会」という。）の運営を認定し、公務上のものであると認定したときは、すみやかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3、委員は学識経験を有する者の中から

選ばれる。

4、委員の任期は、三年とする。ただし、

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5、委員は、再任されることができる。

6、認定委員会に委員長を置き、委員の互

選によりこれを定める。

7、委員長は、会務を總理する。委員長に

事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員

がその職務を行う。

（実施機関）
第三条、次の各号に掲げる者の区分に応じ

当該各号に掲げる機関（以下、「実施機関」という。）は、この条例で定める補償の実施の責めに任ずる。

一、議会の議員、議長
二、執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員、村長
三、その他の職員、任命権者

2、実施機関は、職員について公務に基づくと認定される災害が発生した場合にはその災害が公務上のものであるかどうかを認定し、公務上のものであると認定したときは、すみやかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3、実施機関は、前項の規定による災害が

公務上のものであるかどうかの認定をし

ようとするときは、公務災害補償認定委員会（以下「認定委員会」という。）の

意見をきかなければならない。

（認定委員会）
第四条、度会村に認定委員会を置く。

2、認定委員会は、委員五人をもつて組織（以下「認定委員会」という。）の運営を認定し、公務上のものであると認定したときは、すみやかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3、委員は学識経験を有する者の中から

選ばれる。

4、委員の任期は、三年とする。ただし、

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5、委員は、再任されることができる。

6、認定委員会に委員長を置き、委員の互

選によりこれを定める。

7、委員長は、会務を總理する。委員長に

事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員

がその職務を行う。

（実施機関）
第三条、次の各号に掲げる者の区分に応じ

当該各号に掲げる機関（以下、「実施機関」という。）は、この条例で定める補償の実施の責めに任ずる。

規則で定める。

金を支給する。

一、死亡したとき。

二、婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。

三、直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と、同様の事実にある者を含む。)となつたとき。

四、離縁によって、死亡した職員との親族関係が終了したとき。

五、子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達したとき(職員の死亡の時から引き続き第十二条第一項第四号の癡疾の状態にあるときを除く。)

六、第十二条第一項第四号の癡疾の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき(夫、父母又は祖父母については、職員の死亡の当時五十五歳以上であつたとき、子又は孫については十八歳未満であるとき、兄弟姉妹については、十八歳未満であるか、又は職員の死亡の当時五十五歳以上であつた時を除く。)

2、遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

(遺族補償一時金)

第十四条、遺族補償一時金は、次の場合に支給する。

一、職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

二、遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ当該職員の死亡に関し、既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に、満たないとき。

三、公務災害補償法第三章(第二十四条、第四十五条及び第四十六条を除く。)の規定による。

補償として、補償基礎額の六十倍に相当する金額を支給する。

(この条例に定めがない事項)

第十六条号、この章に定めるもののほか、補償に関する必要な事項については、地方公務員災害補償法第三章(第二十四条、第四十五条及び第四十六条を除く。)の規定による。

四、委員は再任されることができる。

五、委員は再任されることができる。

六、審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

七、会長は、会務を總理する。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行なう。

八、前各号に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に關する必要な事項は規則で定める。

(福祉施設)

第十七条、実施機関は、公務上の災害を受けた職員の福祉に關して必要な次の施設をするように務めなければならない。

一、外科後処置に關する施設

二、休養又は療養に關する施設

三、リハビリテーションに關する施設

四、義眼、義耳、補聴器等の補装具の支給に關する施設

五、その他必要と認める施設

第四章 雜則

(報告、出頭等)

第十八条、実施機関の行なう公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、公務災害補償審査会(以下「審査会」という。)に対し、審査を申し立てることができる。

2、前項の申立があつたときは、審査会はすみやかにこれを審査して裁定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

3、遺族補償一時金の額は、第一項第一号の場合にあつては、補償基礎額の四百倍に相当する金額からすでに支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする

(審査会)

第十九条、度会村に審査会を置く。

2、審査会は委員三人をもつて組織する。

3、委員は、学識経験を有する者のうちか

ら村長が委嘱する。

4、委員の任期は三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5、委員は再任されることができる。

6、審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7、会長は、会務を總理する。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行なう。

8、前各号に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に關する必要な事項は規則で定める。

9、委員の任期は三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

10、審査会は委員三人をもつて組織する。

11、委員は、学識経験を有する者のうちか

(期間の計算)

第二十二条、この条例又はこの条例に基づく基礎に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(規則への委任)

第二十三条、この条例の実施に関し必要な事項は規則で定める。

(罰則)

第二十四条、第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず又は、医師の診断を拒んだものは、一円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条、この条例は、昭和四十二年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第二条、この条例の施行前に職員が公務上負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合

(この条例の施行前の公務上の負傷又は疾病によりこの条例の施行後に癒疾となり又は死亡した場合を含む。)におけるこれらの災害に係る補償については、なお従前の例による。

(遺族補償の支給に関する暫定措置)

第三条、施行日から五年以内に職員が公務上死亡した場合において当該死亡に関し遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が遺族補償年金の最初の支払に先だって申し出たときは、補償基礎額の四百倍に相当する額を一時金として支給する。

2、前項の一時金が支給される場合には、

当該職員の死亡に係る遺族補償年金は、次の各号に掲げる額の合計額が当該一時金の額に達するまでの間その支給を停止する。

一、一時金が支給された月の翌月から一年を経過した月前に支給されべき遺

族補償年金の額。

二、一時金が支給された月の翌月から一年を経過した月以後各月に支給されるべき遺族補償年金の額を百分の五にそ

の経過した年数(当該年数に一未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を乗じて得た数に一

を加えた数で除して得た額の合計額。

3、第一項の一時金は、この条例の規定の適用については遺族補償年金とみなす。

第四条、遺族補償一時金の額は、当分の間第十四条第四項の規定にかかるらず補償基礎額の四百倍に相当する金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。

一、第十四条第二項第三号に該当する者(次号に掲げる者を除く。)百分の百

二、第十四条第二項第三号に該当する者のうち職員の死亡の当時十八才未満若しくは五十五歳以上の三親等内の親族

又は第十二条第一項第四号に定める癡疾の状態にある三親等内の親族百分の

障害補償一時金

別表

種	別	等	級	倍	数	障害補償年金						
						第	第	第	第	第	第	第
第一	第	第	六	級	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇
第二	第	七	級	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第三	第	八	級	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第四	第	九	級	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第五	第	十	級	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第六	第	十一	級	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第七	第	十二	級	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第八	第	十三	級	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第九	第	十四	級	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第十	第	五	級	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第十一	第	九	級	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第十二	第	五〇	級	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第十三	第	九〇	級	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第十四	第	五〇	級	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第十五	第	五〇	級	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第十六	第	五〇	級	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第十七	第	五〇	級	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第十八	第	五〇	級	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第十九	第	五〇	級	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二十	第	五〇	級	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二十一	第	五〇	級	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二十二	第	五〇	級	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二十三	第	五〇	級	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二十四	第	五〇	級	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二十五	第	五〇	級	一	一	一	一	一	一	一	一	一

額は、これららの補償の事由となつた身体障害又は死亡について次の各号に定める年金が支給される場合には、当分の間、

この条例の規定にかかわらずこの条例の規定による年額から当該年金の年額にそれぞれ次の各号に定める率を乗じて得た額を減じた額とする。

一、船員保険法(昭和十四年法律第七十
三号)又は厚生年金保険法(昭和二十
九年法律第二十号)の規定による障害

障害又は死亡について次の各号に定める年金又は遺族年金。二分の一

二、国民年金法(昭和三十四年法律第百
四十一号)の規定による障害年金(障
害福祉年金を除く。)母子年金(母子
福祉年金を除く。)准母子年金(准母
子福祉年金を除く。)、遺児年金又は
寡婦年金。三分の一

九年法律第二十号)の規定による障害

年金又は遺族年金。二分の一

三、地方公務員災害補償法の例によ
る。

この表に定める等級に応ずる身体障害に関しては、地方公務員災害補償法の例によ

第三条、第十四条第二項第一号、第二号又は第四条に掲げる者百分の二百五十
(他の法令による給付との調整)

第五条、障害補償年金又は遺族補償年金の

